

普通財産貸付料の算定基準について

一 貸付料算定基準

(1) 土地貸付料

$$\text{年額} = \text{時価} \times \frac{5}{100} + \text{市町村交付金相当額}$$

ただし、貸付け期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地を貸付ける場合は、次の式による。

$$\text{年額} = (\text{時価} \times \frac{5}{100} + \text{市町村交付金相当額}) \times \frac{108}{100}$$

(2) 建物貸付料

$$\text{年額} = (\text{台帳価格} \times \frac{7}{100} + \text{市町村交付金相当額} + \text{土地貸付料}) \times \frac{108}{100}$$

なお、上記計算中、土地貸付料については(1)のただし書は適用しない。

(注) 市町村交付金相当額とは、台帳価格に $\frac{1.4}{100}$ を乗じて得た金額をいうものとする。

二 期間の計算等

(1) 貸付料に十円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(2) 貸付料を算定する場合における期間及び面積の計算は、次のとおりとする。

ア 貸付期間が一年に満たないときは月割計算とし、一月未満の日数があるときは、その日数は一月として計算する。

イ 貸付面積に一平方メートル未満の端数があるとき、又はその全部が一平方メートル未満であるときは、一平方メートルに切り上げるものとする。

(3) 取り扱い上の留意事項

ア 一の貸付料算定基準により貸付料を算出する際、計算途中で個々の端数計算をせず、合計金額について端数処理をすること。

イ 月割計算を行うときは、年額の貸付料を基本として行うこと。

ウ 一の(1)中の「駐車場その他の施設の利用」とは、「建物、野球場、プール又はテニスコート等施設の利用」である。

エ 電柱類の使用については、従前のおりであるので留意すること。

オ この通知は、平成元年四月一日以降に貸付けを行うものから適用されるので、昭和六十三年度末までに貸付料を徴したのものについては、追徴を要しない。

三 貸付料の減免

大分県県有財産条例（昭和三十九年大分県条例第二十八号）第三条の規定により貸付料を減免する場合の減免の理由及び減免率については、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（昭和五十四年三月三十一日制定）第三の三の1の規定を準用する。

四 特別措置

特別の事情によりこの基準によることが適当でないと認められる場合は、その理由を付した案により知事の決裁を受け、この基準によらないで貸付けることができるものとする。

五 施行期日

この算定基準は平成二十六年八月一日から適用する。